

令和3年度「青森県・南部町」連携融資制度

南部町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に信用保証料の補助を行います。

1. 南部町内で創業する方	
対象資金	青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（創業） ※太陽光発電設備の導入に係る事業は対象外
補助対象者	町内で中小企業者として新たに事業を開始しようとする方、または事業を開始して5年に満たない中小企業者
補助対象融資額	県と同一
補助内容	県による信用保証料補給前の信用保証料の50%（上限20万円）を町が補助 （県が30%、町が50%）

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障がある方	
対象資金	青森県経営安定化サポート資金（災害枠） ※太陽光発電設備の導入に係る事業は対象外
補助対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小企業者
補助対象融資額	1,000万円以内
補助内容	県による信用保証料補給前の信用保証料の50%（上限20万円）を町が補助 （県が30%、町が50%）

※補助対象となる融資の実行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

※各制度に共通して次の要件があります。

- ・ 町内に住所を有する個人、住所を有しない場合は町内に町税が課税されている個人、または町内に法人登記をした事業者であること
- ・ 町内に主たる事業所を有すること
- ・ 町内で営業していること
- ・ 町に納付する税金等に未納の額がないこと
- ・ 町商工会に加入していること

※予算の範囲内での交付となるため、年度途中で取り扱いきなくなる場合があります。

なお、この場合でも、県の特別保証融資制度は利用できます。

【お問い合わせ先】

信用保証料補助に関すること……………南部町商工観光課 電話 0178-84-2119

青森県特別保証融資制度に関すること…青森県商工政策課 電話 017-734-9368

〈連携融資制度に関するQ & A〉

融資額、融資期間が補助対象の範囲を超える場合について

Q 1 「青森県経営安定化サポート資金（災害枠）」について希望融資額が1,000万円を超える場合、または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A 1 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内（うち措置期間が2年以内）のものに限られます。
ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間10年以内）を希望する場合、信用保証料の補助対象となる1,000万円と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

南部町中小企業融資制度を既に利用している場合について

Q 2 「南部町小口資金」（または「南部町活性化資金」）の借り入れ残高がありますが、この制度を利用できますか？

A 2 「南部町小口資金」（または「南部町活性化資金」）の借り入れ残高がある場合でも、連携融資制度の要件を満たす場合は新たに利用することができます。
ただし、1年以内に補給金の交付を受けている場合は、補給金の上限額は併せて20万円となります。

連携融資制度の利用手続きについて

Q 3 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 3 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申し込みください。
また、保証料補給については、融資を受けた後、「南部町中小企業融資制度保証料補給金交付要綱」の規定により、交付申請書に必要書類を添えて、南部町商工観光課へ申請してください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行
みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、
あすか信用組合、商工組合中央金庫